

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

災害発生情報 No.75

2015. 1. 21
(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

【はさまれ・巻き込まれ災害】

業種	採石業	経験	2年	年齢	64歳	男女	男性
発生日			発生時刻	15時30分			
発生状況	運転中のベルトコンベアの下を長さ60cmのバールで掃除していたところ、ベルトに接触したバールが引き込まれた。その際、フレームにバールがあたり指を負傷した。						
負傷の程度／部位	中指先切断、薬指先骨折		休業見込	10日			

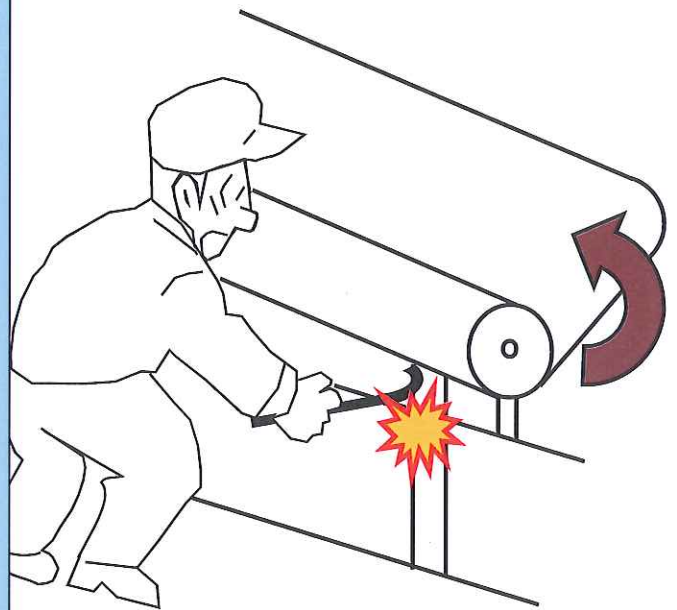
◆ コメント

機械設備の稼働が自動化されるに従って、労働災害は機械設備の点検、整備、清掃等の**非定常時作業を中心に発生**しています。

前にも触れましたが(36号)、非定常時作業は日常的に反復しておらず、訓練不足であることなどから、不安全な状態のまま、もしくは急ぐために不安全行動をとることがあります。

本件では、コンベアの運転を停止しないまま作業を行なったことが直接の原因ですが、通常作業として日常的に作業しているケースもあり、そのような場合には問題です。

ルールに沿った正しい作業の際に間違ってしまうのをヒューマンエラーといいますが、こうした災害はむしろ管理する側のミス(配慮不足)ともいえます。



◆ 再発防止のアドバイス

- 1 巻き込まれるなど、運転中の機械との接触による危険がある作業については、必ず当該機械を停止してから作業を行なうようにします。
- 2 想定しうる「非定常時」について作業標準を定め、適宜、訓練を実施しておきます。
- 3 機械の不具合が発見されたときは、直ちに修理等に着手せず、責任者に報告し、安全な方法を打合せしてから作業に取り掛かるよう決めておきます。

【お願い】

この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事件ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。